十六



十七



十八



○経済産業省告示第二百八号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、無形文化遺産の保護に関する条約の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十二年九月六日

経済産業大臣　直嶋　正行

一

